

# 株式会社みのり みのり訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社みのりが開設する指定訪問看護事業所「みのり訪問看護ステーション」(以下「本事業所」という。)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- ① 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 みのり訪問看護ステーション
- ② 所在地 埼玉県さいたま市南区大字大谷口 2029 番地 4

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員1名)  
従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。
- ② 看護職員等 3名以上
  - ・看護職員 常勤換算 2.5以上(内、常勤職員1名以上)
  - ・理学療法士等 相当数

本事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利

用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

- ③ 事務職員 1名以上（常勤職員、非常勤職員）  
事務職は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡及び対応可能な体制をとる。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・傷害・心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導（本人及びその家族等）
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条

- ① 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理人受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- ② 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
  - ・事業所から、片道おおむね15キロ未満 500円
  - ・事業所から、片道おおむね15キロ以上 1,000円
- ③ 死後の処置料は、20,000円とする。
- ④ 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

#### 第8条

- ① 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うものとともに、速やかに主治の医師に連絡をし、適切な処置を行うものとする。
- ② 看護職員等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、さいたま市（南区・緑区・浦和区）、川口市（柳崎・芝・北園町・在家町・安行・木曾呂）の区域とする。

(虐待の防止に関する措置)

第10条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その成果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第11条 本事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護ステーションの提供を継続的实施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- ② 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- ③ 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 本事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (ウ) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第13条 本事業所は、適切な指定訪問看護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理の体制)

第14条

- ① 本事業所の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 本事業所は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 本事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ④ 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- ① 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。  
採用時研修 採用後3ヶ月以内  
継続研修 年1回以上
- ② 従業者は、職務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、職務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用関係の内容とする。
- ④ この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社みのり役員事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

## 改定履歴

平成 22 年 12 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 8 月 1 日	一部改訂
令和 3 年 6 月 1 日	会社及び事業所の住所変更 実施地域の修正 虐待防止に関する措置の追加 業務継続計画の策定等の追加 感染症の予防及びまん延防止のための措置の追加 ハラスメント対策の強化の追加
令和 6 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 6 月 1 日	死後の処置料の変更